

2020年度 日本学生支援機構

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少した学生が対象です!

緊急特別無利子貸与型奨学金（第二種奨学金）募集について

現在、「高等教育の修学支援新制度・貸与奨学金の家計急変採用」や「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が実施されておりますが、経済的困難な学生が安心して学業を継続できるよう、更なる支援策として緊急的に一定期間（令和3年3月まで）、特別の貸与を行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」を実施することといたしました。

本奨学金は、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与されます。

下記の奨学金概要等をご確認ください。

記

<奨学金概要>

1 対象学種・学年

- (1) 大学の本科生・全学年
- (2) 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程

2 対象者の要件

- (1) 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること※家計基準は機構で確認
- (2) 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- (3) 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）
- (4) 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- (5) 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと

3 貸与始期・貸与終期

- (1) 貸与始期：令和2年4月～9月より希望月を選択することができます。
- (2) 貸与終期：令和3年3月までの貸与となります。（令和2年度限りの貸与）

4 提出書類

- (1) 「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」
- (2) 生計維持者の収入に関する証明書類 2019年度（2018年1月～12月分）の所得証明書類等
なお、2018年1月2日以降に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は、家計急変後の給与明細（直近3ヶ月分）等を提出
- (3) アルバイト収入減等の証明書
アルバイト収入減等（前記2（3）～（5））の証明書類は、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に準じます。既に奨学係へ証明書を提出している場合は当該証明書を省略できます。
また、別紙様式にて①家庭からの仕送り金額②生活費・学費に占めるアルバイト収入の金額③アルバイト収入について、大幅に減少した理由を記載し提出をお願いします。

5 募集要項配布期間

日時：令和2年6月15日（月）～6月24日（水）9：00～17：00（12：00～13：00除く）
場所：学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）

6 提出期間

日時：令和2年6月15日（月）～6月30日（火）9：00～17：00（12：00～13：00除く）
場所：学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）

※琉球大学公式HPから募集要項をダウンロードして提出しても可能!

<https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/support/>



【奨学金に関する問い合わせ先】

担当：学生部学生支援課奨学係

受付時間：月曜日～金曜日（土日、祝日除く）

電話：098-895-8136

E-mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp